平成２１年（フ）第３０８号
神奈川県横須賀市佐島１丁目21番14号　福本荘101
債務者　磯　　義見
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２５６号
山口県防府市大字鈴屋790番地の５
債務者　山内　澄子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
山口県防府市中泉町３番16号
債務者　松村　一文
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
山口市下小鯖3839番地１
債務者　石田　美佐
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
福岡県大川市大字榎津233番地８
債務者　金子喜代美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
福岡県大川市大字一木432番地15県営大坪団地104号
債務者　吉田　明美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
島根県安来市安来町749番地２　ファミール神田201号
債務者　増田　紀行
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４５号
島根県雲南市大東町大東下分207番地
債務者　糸原　隆志
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８２号
和歌山市布施屋524番地
債務者　宇藤　有理
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６１０号
和歌山県有田郡有田川町大字庄807番地シンプルハイツ203
債務者　長津　一盛
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６８４号
和歌山市太田35番地の11　カトレアハイツ１Ｆ２号
債務者　野澤　清美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６９９号
和歌山県岩出市西国分515番地の２　1203号
債務者　北野　有美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２２６３９号
埼玉県越谷市大字大房731―４―612
債務者　永瀬　勇人
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６４０号
千葉県千葉市花見川区天戸町1464―３―709
債務者　竹田　光男
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６４１号
千葉県千葉市花見川区天戸町1464―３―709
債務者　竹田　優子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６８４号
千葉県袖ケ浦市のぞみ野59―７
債務者　八田　敏博
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６９６号
埼玉県草加市吉町４丁目５―26―612
債務者　クルーズクルーズ春江
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７０６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4709―７
債務者　野呂田和人
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部